

令和3年度

埼玉県移住就業支援マッチングシステム開設・運営事業

業務委託仕様書

目次

目次i

1	業務の概要	1
	(1) 業務件名	1
	(2) 背景及び目的	1
	(3) 業務の概要	1
	(4) 契約期間・事業実施期間	2
	(5) 作業スケジュール	2
2	作業の実施内容	2
	(1) 研修	2
	ア 対象	3
	イ 作業内容	3
	(2) 求人情報等収集・更新支援	3
	ア 対象	3
	イ 作業内容	4
	(3) マッチングサイトの開設・運用及び求人情報等の外部提供	4
	ア 作業内容	5
	(4) 付随業務	5
3	作業の実施に関する事項	5
	(1) 機密保持、資料の取扱い	5
	(2) 個人情報の取扱い	6
	(3) 法令等の遵守	6
4	成果物の取扱いに関する事項	7
	(1) 成果物	7
	(2) 成果物の納品方法	8
	(3) 成果物の納品場所	9
	(4) 知的財産権の帰属	9
	(5) 瑕疵担保責任	10
	(6) 検査	10
5	作業の実施体制・方法に関する事項	10
6	複数事業者による共同企画提案	11
7	再委託に関する事項	12
	(1) 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件	12

	(2) 承認手続.....	12
	(3) 再委託先の契約違反等.....	12
8	その他特記事項.....	13
	(1) 前提条件等.....	13
	(2) その他.....	13
9	附属文書.....	13

1 業務の概要

(1) 業務件名

令和3年度埼玉県移住就業支援マッチングシステム開設・運営事業業務(以下「本業務」という。)

(2) 背景及び目的

県は県内対象地域(過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)の指定区域を含む市町村をいう。以下同じ。)に該当する市町村と連携して、同地域への移住促進及び同地域における就業・起業者の創出に取り組むことで、同地域の活力を高めるため、東京23区等から同地域に移住して同地域で就業又は起業した者に移住支援金を支給する事業(以下「支援金支給事業」)を実施する。

支援金支給事業における就業の場合の支援金支給のための要件は、県が設置したマッチングサイトに掲載されている求人就業することになっている。そこで、移住希望者と県内対象地域の企業の求人をマッチングさせるためのマッチングサイト(以下「マッチングサイト」という。)の開設・運営を行う事業の業務委託を行うものである。

(3) 業務の概要

本業務の概要は次のとおりである。

- ①県内対象地域に事業所を有する事業者(以下「県内事業者」という。)に対し、魅力ある求人票の作成等求人活動が機能するよう研修を行うこと。受講者又は受講が困難である者に対し、研修資料の提供を行うなど、自習できる仕組みを構築すること。
- ②県内事業者に対し、求人の募集をし、収集した求人票を審査・補正し、求人データベースを作成し、更新すること。
- ③マッチングサイトの開設、運用、保守等を行うこと。マッチングサイトを含む県内のWebサイトを通じて、国が要請し国のマッチング支援事業に協力する民間求人サイト運営事業者(以下「協力民間求人サイト運営事業者」という。)等に求人情報等を提供すること。併せて、東京圏の求職者に情報を届けられるよう、Webサイト利用者の嗜好にあった広告配信が可能なコンテンツ連動型広告などを利用して、マッチングサイトの周知・普及を行うこと。現在、埼玉県のマッチングサイトに掲載されている求人については、本業務によるサイト開設後も引き続き掲載できるよう企業情報・求人情報データの引継ぎを行うこと。
- ④①から③までの業務に付随するプロジェクト管理、マッチングサイトの利用状況等マッチング支援事業の施行状況の把握及び改善提案、県内関係者・求人者との連絡調整、問合せ対応等の業務を行うこと。

(4) 契約期間・事業実施期間

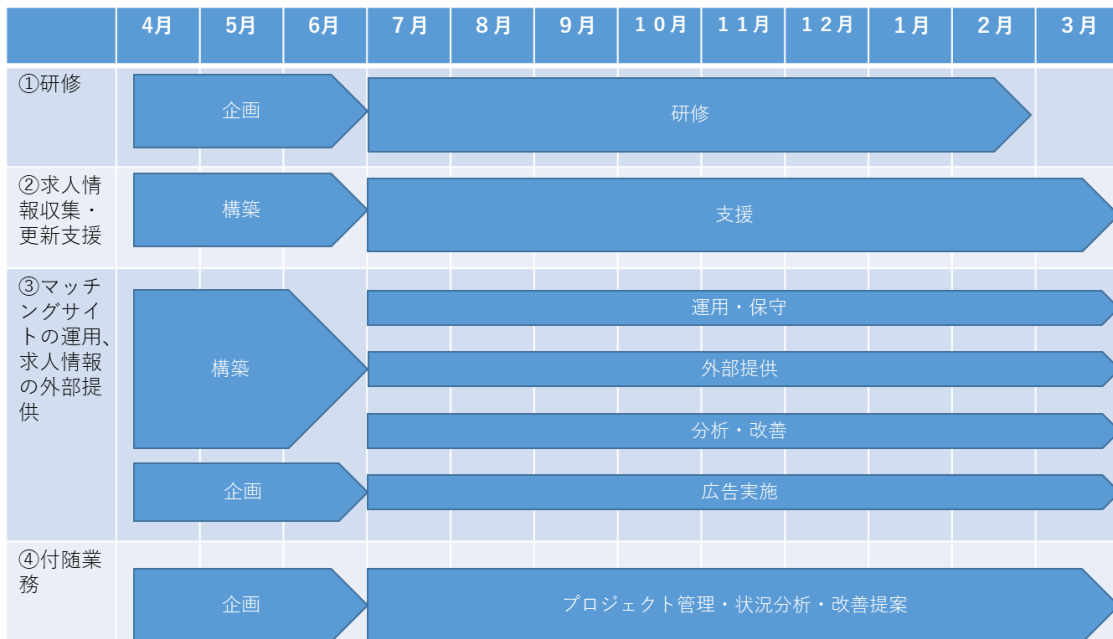
契約期間は契約日から令和4年3月31日までとし、事業実施期間は下表のとおりとする。

①研修	契約日から令和4年2月28日まで
②求人情報収集・更新支援	契約日から令和4年3月31日まで
③マッチングサイトの運営・求人情報の外部提供、広告実施	契約日から令和4年3月31日まで
④付随業務	契約日から令和4年3月31日まで

(5) 作業スケジュール

本サイトの稼働を開始までのスケジュールは、次の図を想定している。詳細は、埼玉県と受託事業者(以下「受託者」という。)の協議によって決定する。

図 作業スケジュールの想定



2 作業の実施内容

受託者は、本業務仕様書に記載された作業内容や各要件を参照の上、以下に関し必要な作業を実施すること。

(1) 研修

県内事業者に対し、研修会を開き、人口減少、求人市場の動向や求職者のニーズ等を説明し、人口減少対策と求人活動の必要性に関する理解していただき、求人活動の必要な

改善を促すこと。求職者への費用対効果の優れた効果的な情報伝達手法等を、マッチングサイトへの求人広告(国の指定する統一方式に基づくこと。)の作成など実践を通じ、研修すること。その際、マッチングサイトの内容及び趣旨を解説し、求人掲載の登録を依頼すること。

上記の内容を、次のとおり、埼玉県と協議の上、決定し、実施すること。

ア 対象

埼玉県が選定した県内事業者に対して行うこと。集合形式またはオンライン形式での実施とし、3回以上実施すること。

イ 作業内容

- ①実施体制を含む実施計画を作成し、実施計画の進捗管理等により計画を管理すること。
- ②募集、応募に関する企画立案及びその実施をすること。
- ③研修のカリキュラムを作成すること。
- ④上記カリキュラムに基づき、埼玉県が別途指定する会場又はオンライン上で、3回行うこと。1回あたり20社以上が研修を受けられるものとする。実施時期は求人者の決算時期等閑繁期を勘案して決定し、研修会を実施すること。
- ⑤受講者又は受講が困難である者に対し、研修資料の提供を行うなど、自習できる仕組みを構築すること。
- ⑥受講後のアンケートを実施し、次回までに改善提案すること。
- ⑦当該作業に係る問合せに対応し、その記録を管理すること。また、問合せ中、マッチング支援事業等を運営するうえで、改善すべき事案があったときは速やかに改善提案を行うこと。

(2) 求人情報等収集・更新支援

県が選定した県内事業者に対し、次の業務の流れのイメージで、求人の募集をし、収集した求人票を審査・補正し、求人データベースを作成し、可能な限りリアルタイムに更新すること。

また、求人の募集に際しては、地域の雇用対策協議会等の関係機関等とも連携をすること。

上記の内容を、次のとおり、埼玉県と協議の上、決定し、実施すること。

ア 対象

県内事業者(及び関係機関等)

イ 作業内容

- ①実施体制を含む実施計画を作成し、実施計画の進捗管理等により計画を管理すること。
- ②県内事業者に対し、マッチングサイトに掲載する求人を、費用対効果の優れた手法により継続的に募集すること。求人掲載及び移住支援金対象事業者等を希望する県内事業者を増やすための広報活動等を行うこと。募集の際、求人情報等を充実し、民間求人サイトに掲載されやすくするため、求人者がハローワーク、その他民間求人サイト等に掲載している場合には、同じ内容とせず、その内容を充実するように促すこと。
また、求人の募集に際しては、関係機関等とも連携をすること。
- ③国が指定する「民間事業者とのデータ連携標準仕様」(別添1)の入力項目を網羅した求人情報等作成・更新用入力フォームを作成すること。入力フォームは、マッチングサイト上に作成する方法でも差し支えない。なお、誤入力などが多く発生する可能性があるため、そのようなことが可能な限り発生しないようにし、入力者の負担を軽減するための工夫すること。入力された求人情報が適正であるかの確認を行うこと。その確認については、入力フォームにおいて体系的に行う方法を推奨する。
- ④協力民間求人サイト運営事業者にデータを提供することについて、同意を得ること。
- ⑤提出された求人情報等について、その内容が適正であるか否か確認を行うこと。
また、適正となった求人情報等を求人情報等データベースに記録すること。
- ⑥求人データベースに記録されたデータ及びマッチングサイトに掲載された求人情報等について、当該情報が陳腐化しないよう内容に変更がないことを定期的に確認し、変更があった場合には可能な限りリアルタイムに更新をして、適切な管理を行うこと。また、雇用契約締結の届け出、情報更新などによる掲載停止依頼があった場合にはその対応を行うこと。
- ⑦当該作業に係る問合せに対応し、その記録を管理すること。また、問合せ中、マッチング支援事業等を運営するうえで改善すべき事案があったときは、速やかに改善提案を行うこと。

(3) マッチングサイトの開設・運用及び求人情報等の外部提供

東京圏(埼玉県を除く)の求職者に情報を届けられるよう、マッチングサイトの開設、運用、保守等を行い、マッチングサイトを含む県内のWebサイトを通じて、協力民間求人サイト運営事業者等に求人情報等を提供すること。

上記の内容を、次のとおり、埼玉県と協議の上、決定し、実施すること。

ア 作業内容

- ①実施体制を含む実施計画を作成し、実施計画の進捗管理等により計画を管理すること。なお、必要に応じて、テスト計画書、運用計画書、保守計画書は実施計画とは別途作成し、十分なテスト期間を確保すること。
- ②別紙1「マッチングサイト要件定義書」に基づき、マッチングサイトの開設、運用、保守等を行うこと。
- ③「(2) 求人情報等収集・更新支援」の作業において作成し、更新した求人データベースの内容をマッチングサイトへ掲載し、可能な限りリアルタイムに更新すること。
- ④マッチングサイト上にある民間事業者とのデータ連携標準仕様に沿った求人情報等を可能な限りリアルタイムに更新すること。
- ⑤東京圏の求職者に情報を届けられるよう、Web サイト利用者の嗜好にあった広告配信が可能なコンテンツ連動型広告などを利用して、マッチングサイトの周知・普及を行うこと。
- ⑥当該作業に係る問合せに対応し、その記録を管理すること。また、問合せ中、マッチング支援事業等を運営するうえで、改善すべき事案があったときは速やかに改善提案を行うこと。
- ⑦マッチングサイトの利用状況を詳細に把握し、改善提案をすること。
- ⑧現在、埼玉県のマッチングサイトに掲載されている求人については、本業務によるサイト開設後も引き続き掲載できるよう企業情報・求人情報データの引継ぎを行うこと。

(4) 付随業務

(1)から(3)までの業務に関し、これらに付随する業務、特に次に掲げる業務を埼玉県と協議の上、決定し、実施すること。

- ①それぞれの実施計画、実施体制を取りまとめ、本事業がリスクを回避しつつ、円滑に行われ、目的を達成するよう全体のプロジェクト管理を行い、進捗状況報告書及び各種管理表等を作成し、定例での会議体等を通じて進捗報告を行うこと。
- ②マッチングサイトの利用状況を含むマッチング支援事業を定期的に分析し、移住支援金の申請に係る将来見通しを立てるとともに課題がある場合には改善提案をすること。
- ③翌年度以降に円滑に事業を継続できるよう引継書を作成すること。なお、引継書は、別途その内容について埼玉県と受託者で協議したうえで作成するものとする。

3 作業の実施に関する事項

(1) 機密保持、資料の取扱い

本業務に係る情報セキュリティ要件は次のとおりである。

- ①受託した業務以外の目的で情報を取得しないこと。
- ②業務上知り得た情報について、委託した業務以外の目的で利用し、又は第三者への開示や漏えいをしないこと。
- ③受託者の責に起因する情報セキュリティインシデントが発生するなどの万一の事故があった場合に直ちに報告すること。また、その損害に対する賠償等の責任を負うこと。
- ④業務の履行中に取り扱った情報については、複製したものを含め、本業務終了後に、返却可能なものは返却しつつ、抹消等を行い復元不可能な状態にすること。
- ⑤適切な措置が講じられていることを確認するため、発注者の求めに応じて遵守状況の報告を行う、又は発注者による実地調査が実施できるようにすること。

(2) 個人情報の取扱い

個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。以下同じ。)の取扱いに係る事項については、埼玉県と協議の上決定し、書面にて提出すること。

- ①本業務の作業を派遣労働者に行わせる場合は、労働者派遣契約書に秘密保持義務など個人情報の適正な取扱いに関する事項を明記し、作業実施前に教育を実施し、認識を徹底させること。なお、受託者はその旨を証明する書類を提出し、埼玉県の了承を得た上で実施すること。
- ②個人情報を複製する際には、事前に担当職員の許可を得ること。なお、複製の実施は必要最小限とし、複製が不要となり次第、その内容を破棄・消去を実施し、「(1)機密保持、資料の取扱い」④と同等の措置を講ずること。なお、受託者は廃棄作業が適切に行われた事を確認し、その保証をすること。
- ③受託者は、本業務を履行する上で個人情報の漏えい等、安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、担当職員に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告すること。
- ④個人情報の取扱いにおいて適正な取扱いが行われなかった場合は、本業務の契約解除の措置を受けるものとする。

(3) 法令等の遵守

本業務の遂行に当たっては、個人情報保護法、景表法、下請法等を遵守し履行すること。

4 成果物の取扱いに関する事項

(1) 成果物

本業務の各作業内容に係る成果物、納品期日は次のとおりとする。(ただし、既存のマッチングサイトの改修や、民間サービスを利用する場合は、必要な項目・作業内容のみで差し支えない。)

No.	作業内容	成果物名	概要	納品期日
1	(1)研修	実施計画書	研修(イーラーニング含む。以下同じ)に係る、実施体制を含む実施計画書。カリキュラムを含む。	R3/4/30
2		教材資料	研修の際に使用した教材の最終版。なお、実際の研修の際には、必要部数別途用意する必要がある。	R4/3/31
3		課題管理表	問合せの内容など研修に係る課題を記録し、その対応状況をまとめたもの。	R4/3/31
4		アンケート結果報告書	研修のアンケート結果と結果に基づく具体的な改善についてまとめた報告書。	R4/3/31
5		議事録	研修に係る定例会議や打ち合わせに関する議事録。	定例会議後1週間以内に
6		作業完了報告	研修に係る実施計画書に基づき作業が完了したことを示すもの。	R4/3/31
7	(2)求人情報等収集・更新支援	実施計画書	求人情報等収集・更新支援に係る、実施体制を含む実施計画書。	R3/4/30
8		入力フォーム	求人情報等を求人者に入力してもらうための入力フォーム(マッチングサイトに実装する場合には不要)。	R3/6/30
9		求人情報等データ	(2)によって収集したデータ及び更新した差分データ。	R4/3/31
10		課題管理表	問合せの内容など求人情報等収集・更新支援に係る課題を記録し、その対応状況をまとめたもの。	R4/3/31
11		議事録	求人情報等収集・更新支援に係る定例会議や打ち合わせに関する議事録。	定例会議後1週間以内に
12		作業完了報告	求人情報等収集・更新支援に係る実施計画書に基づき作業が完了したことを示すもの。	R4/3/31
13	(3)マッチングサイトの開	実施計画書	マッチングサイトの開設・求人情報等の外部提供、広告展開に係る、実施体制を含む実施計画書。	R3/4/30

No.	作業内容	成果物名	概要	納品期日
14	設・求人情報	要件定義書	別紙1の要件定義書の最終版	R3/4/30
15	等の外部提供・広告実施	運用・保守 作業計画 (案)	定常時における月次の作業内容、その想定スケジュール等を取りまとめた運用計画及び保守作業計画の案。	R3/4/30
16		課題管理表	問合せの内容などマッチングサイトに係る課題を記録し、その対応状況をまとめたもの。	R4/3/31
17		議事録	マッチングサイトに係る定例会議や打ち合わせに関する議事録。	定例会議後1週間以内に
18		作業完了報告	マッチングサイトに係る実施計画書に基づき作業が完了したことを示すもの。	R4/3/31
19	(4)付随業務	プロジェクト 計画書	実施計画の全体をまとめ、具体的なプロジェクト管理に関する方法を定めたもの。	R3/4/30
20		議事録	プロジェクト管理に係る定例会議や打ち合わせに関する議事録。	定例会議後1週間以内に
21		マッチング 支援事業等 の状況報告 書	プロジェクトの進捗等の状況、研修、求人情報等の収集等の状況、移住支援金対象事業者等の状況、マッチングサイトの状況、移住支援金の状況、KPIの状況などの現状を記載するとともに、将来の見通しや課題の対応策を記述したもの。	月次
22		引継書	本事業に関し、翌年度以降の受託者に引き継ぐべき事項をまとめたもの。	R4/3/31

(2) 成果物の納品方法

- ①成果物は、全て日本語で作成すること。
- ②用字・用語・記述符号の表記については、「公用文作成の要領(昭和27年4月4日内閣閣甲第16号内閣官房長官依命通知)」を参考にすること。
- ③情報処理に関する用語の表記については、日本工業規格(JIS)の規定を参考にすること。
- ④成果物は、原則として、上記表の納品形態に掲げるとおりとする。
- ⑤紙媒体による納品について、用紙のサイズは、原則として日本工業規格 A 列4番とするが、必要に応じて日本工業規格 A 列3番を使用すること。
- ⑥電磁的記録媒体による納品について、Microsoft Office で作成し、CD-R 等の電磁的記録媒体に格納して納品すること。

- ⑦納品後、埼玉県において改変が可能となるよう、図表等の元データも併せて納品すること。
- ⑧成果物の作成に当たって、特別なツールを使用する場合は、埼玉県の承認を得ること。
- ⑨成果物が外部に不正に使用されたり、納品過程において改ざんされたりすることのないよう、安全な納品方法を提案し、成果物の情報セキュリティの確保に留意すること。
- ⑩電磁的記録媒体により納品する場合は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。なお、対策ソフトウェアに関する情報(対策ソフトウェア名称、定義パターンバージョン、確認年月日)を記載したラベルを貼り付けること。

(3) 成果物の納品場所

原則として、成果物は次の場所において引渡しを行うこと。

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

埼玉県企画財政部地域政策課

(4) 知的財産権の帰属

- ①本業務における成果物の著作権及び二次的著作物の著作権(著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。)は、受託者が本業務の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て埼玉県に帰属するものとする。
- ②埼玉県は、成果物について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾すること(以下「複製等」という。)ができるとともに、任意に開示できるものとする。また、受託者は、成果物について、自由に複製し、改変等し、及びこれらの利用を第三者に許諾することができるものとする。ただし、成果物に第三者の権利が帰属するときや、複製等により埼玉県がその業務を遂行する上で支障が生じるおそれがある旨を契約締結時までには通知したときは、この限りでないものとし、この場合には、複製等ができる範囲やその方法等について協議するものとする。
- ③納品される成果物に第三者が権利を有する著作物(以下「既存著作物等」という。)が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。この場合、本業務の受託者は、当該既存著作物の内容について事前に埼玉県の承認を得ることとし、埼玉県は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。なお、本仕様に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争の原因が専ら埼玉県の責めに帰す場合を除き、受託者の責任及び負担において一切を処理すること。この場合、埼玉

県は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

- ④本件プログラムに関する権利(著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。)及び成果物の所有権は、埼玉県から受託者に対価が完済されたとき受託者から埼玉県に移転するものとする。
- ⑤受託者は埼玉県に対し、一切の著作権者人格権を行使しないものとし、また、第三者をして行使させないものとする。
- ⑥受託者は使用する画像、デザイン、表現等に関して他者の著作権を侵害する行為に十分配慮し、これを行わないこと。

(5) 瑕疵担保責任

- ①受託者は、本業務について検査を行った日を起算日として1年間、成果物に対する瑕疵担保責任を負うものとする。その期間内において瑕疵があることが判明した場合には、その瑕疵が埼玉県の指示によって生じた場合を除き(ただし、受託者がその指示が不相当であることを知りながら、又は過失により知らずに告げなかったときはこの限りでない。)、受託者の責任及び負担において速やかに修正等を行い、指定された日時までに再度納品するものとする。なお、修正方法等については事前に埼玉県の承認を得てから着手するとともに、修正結果等についても埼玉県の承認を受けること。
- ②前項の瑕疵担保期間経過後であっても、成果物等の瑕疵が受注事業者の故意又は重大な過失に基づく場合は、本業務について検査を行った日を起算日として1年間はその責任を負うものとする。
- ③埼玉県は、前各項の場合において、瑕疵の修正等に代えて、当該瑕疵により通常生ずべき損害に対する賠償の請求を行うことができるものとする。また、瑕疵を修正してもなお生じる損害に対しても同様とする。

(6) 検査

- ①本業務の受託者は、成果物等について、納品期日までに埼玉県に内容の説明を実施して検査を受けること。
- ②検査の結果、成果物等に不備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な修正、改修、交換等を行い、変更点について埼玉県に説明を行った上で、指定された日時までに再度納品すること。

5 作業の実施体制・方法に関する事項

本業務の受託者は、次のとおり、各作業内容について、必要な体制要件を具備していること。

作業内容	必要な体制の要件
(1)研修	<p>次の全ての要件を具備すること。</p> <p>①啓発・研修に関する実績・経験があること。</p> <p>②公益社団法人全国求人情報協会が主催する求人広告取扱者資格を有する者が体制に 1 名以上組み込まれていること又は有料職業紹介免許保持事業者であること。</p> <p>③本調達仕様書における啓発・研修作業に類似する事業を実施した経験を有すること。</p>
(2)求人情報等 収集・更新支援	<p>次の全ての要件を具備すること。</p> <p>①求人情報の取扱いに関する実績・経験があること。</p> <p>②公益社団法人全国求人情報協会が主催する求人広告取扱者資格を有する者が体制に 1 名以上組み込まれていること又は有料職業紹介免許保持事業者であること。</p> <p>③一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク制度の認定を受けているか、又は同等の個人情報保護のマネジメントシステムを確立していること。</p>
(3)マッチングサイトの開設・求人情報の外部提供	<p>次のいずれかの要件を具備すること。</p> <p>①Web サイト、DB、API などの構築、運用、保守の実績・経験があること。 求人情報提供ガイドライン適合メディア宣言を行っている事業者、又は 5 千件以上の求人データを保持する求人サイトを事業として 3 年以上直接運営し、その間、2020 年の月平均で 1 万以上の訪問者を獲得し、これを維持、増加させている事業者であることが望ましい。</p> <p>②一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定する「プライバシーマーク」、又は認証機関が認証する「情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS)」を取得していること。</p>
(4)付随業務	<p>複合的かつ複数の事業者をコントロールするプロジェクトの管理に関する実績・経験があること。</p>

6 複数事業者による共同企画提案

複数の事業者が共同企画提案する場合、その中から全体の意思決定、運営管理等に責任を持つ共同企画提案の代表者を定めるとともに、本代表者が本業務に対する企画提案を行うこと。

- ①共同企画提案を構成する事業者間においては、その結成、運営等について協定を締結し、業務の遂行に当たっては、代表者を中心に、各事業者が協力して行うこと。事業者間の調

整事項、トラブル等の発生に際しては、その当事者となる当該事業者間で解決すること。
また、解散後の瑕疵担保責任に関しても協定の内容に含めること。

- ②共同企画提案を構成する全ての事業者は、本企画提案への単独提案又は他の共同企画提案への参加を行っていないこと。
- ③共同企画提案を構成する全ての事業者は、公的な資格や認証等の取得を除く全ての応募条件を満たすこと。

7 再委託に関する事項

(1) 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件

- ①本業務の受託者は、業務を一括して又は主たる部分を再委託してはならない。
- ②受託者における遂行責任者を再委託先事業者の社員や契約社員とすることはできない。
- ③受託者は再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。
- ④再委託先における情報セキュリティの確保については受託者の責任とする。
- ⑤再委託を行う場合、再委託先が「5 作業の実施体制・方法」に関する事項に示す要件を満たすこと。

(2) 承認手続

- ①本業務の実施の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した再委託承認申請書を埼玉県に提出し、あらかじめ承認を受けること。
- ②前項による再委託の相手方の変更等を行う必要が生じた場合も、前項と同様に再委託に関する書面を埼玉県に提出し、承認を受けること。
- ③再委託の相手方が更に委託を行うなど複数の段階で再委託が行われる場合（以下「再々委託」という。）には、当該再々委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再々委託を行う業務の範囲を書面で報告すること。

(3) 再委託先の契約違反等

再委託先において、本業務仕様書の遵守事項に定める事項に関する義務違反又は義務を怠った場合には、受託者が一切の責任を負うとともに、埼玉県は、当該再委託先への再委託の中止を請求することができる。

8 その他特記事項

(1) 前提条件等

本業務受託後に業務仕様書(別紙1要件定義書を含む。)の内容の一部について変更を行おうとする場合、その変更の内容、理由等を明記した書面をもって埼玉県に申し入れを行うこと。双方の協議において、その変更内容が軽微(委託料、納期に影響を及ぼさない)かつ許容できると判断された場合は、変更の内容、理由等を明記した書面に双方が記名捺印することによって変更を確定する。

(2) その他

本仕様書について疑義等がある場合は、既定の質問書により質問すること。なお、質問書に対する回答は適宜行うこととする。

9 附属文書

- ① 別紙1 マッチングサイト等に係る要件定義書
- ② 別紙2 移住支援金の対象として選定される事業者及び求人
- ③ 別添1 民間事業者とのデータ連携標準仕様
- ④ 別添2 埼玉県求人情報等オープンデータ利用規約

※ 本資料に記載された会社名、製品名等は各社の商標又は登録商標である場合がある。

以 上